

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「有料臨港道路」を「平日（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日を含む。）に有料臨港道路」に改める。

別表第1中荷役機械の項を次のように改める。

荷役機械	起重機	
	1台30分につき	
	揚力30.5トン（電動機、重量物用橋型）	42,525円
	揚力40トン（電動機、重量物用橋型）	49,875円

別表第1中旅客乗降用渡橋の項を次のように改める。

旅客乗降用渡橋	1台24時間までごとに	48,930円
---------	-------------	---------

別表第1備考第1項中「、荷さばき施設附設事務所及び旅客乗降用渡橋」を「及び荷さばき施設附設事務所」に改め、同表備考第2項第3号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削る。

別表第5臨港道路及び橋梁^{りょう}の項中

16	工事用板囲、工事用材料		
	1平方メートルまでごとに	1月	630円
17	前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの		
	1平方メートルまでごとに	1月	
	近傍類似の土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額		

を

16	太陽光発電設備及び風力発電設備	
	1平方メートルまでごとに	1年
		2,800円
17	工事用板囲、工事用材料	
	1平方メートルまでごとに	1月
		630円
18	前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの	
	1平方メートルまでごとに	1月
	近傍類似の土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額	

に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び別表第1備考第2項第3号の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

休日等における有料臨港道路の通行料を無料とし、荷役機械及び旅客乗降用渡橋の一部を廃止するとともに、太陽光発電設備等に係る臨港道路及び橋梁^{りょう}の占用料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例（抄）

（使用料等）

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者、駐車場を利用する者又は平日（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日をいう。）に有料臨港道路を通行する者は、別表第1に定める使用料又は通行料（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、係船浮標、ドルフィン、船舶給水施設及びひき船の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に定める使用料）を納付しなければならない。

2-6 省 略

別表第1（第17条関係）

省 略	省 略
荷役機械	<u>1 起重機</u>
	<u>1台30分につき</u>
	<u>揚力30.5トン（電動機、重量物用橋型）</u> 42,525円
	<u>揚力40トン（電動機、重量物用橋型）</u> 49,875円
	<u>2 揚炭機</u>
	<u>専用使用料</u>
	<u>1台1月につき</u>
	<u>揚力毎時250トン（コンベアー、シュート及び計量機付）</u> 2,625,000円
起重機	<u>1台30分につき</u>
	<u>揚力30.5トン（電動機、重量物用橋型）</u> 42,525円
	<u>揚力40トン（電動機、重量物用橋型）</u> 49,875円
省 略	省 略

旅客乗降用	1台24時間までごとに	48,930円
渡橋	<u>1級</u>	<u>48,930円</u>
	<u>2級</u>	<u>31,500円</u>
省 略	省	略

備考

- 1 荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋、荷さばき施設附設事務所及び旅客乗降用及び

渡橋の等級については、市規則で定める。

- 2 この表において「執務時間外」とは、次に掲げるものをいう。

(1)-(2) 省 略

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 省 略

3 - 5 省 略

別表第5（第17条関係）

臨港道路及 び橋梁 ^{りょう}	1 - 15 省 略	
	16 太陽光発電設備及び風力発電設備 1平方メートルまでごとに 1年	2,800円
	<u>16-17</u> 省 略 <u>17 18</u>	
省 略	省	略

備考 省 略